

東浦町環境保全型農業直接支払補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、予算の範囲内において交付する東浦町環境保全型農業直接支払補助金(以下「補助金」という。)に関し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)及び東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町長から事業計画の認定を受けた町内に農地又は農地の使用収益権を有する実施要領第1に規定する農業者の組織する団体及び農業者であって、同要領第2に規定する要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町税の滞納がある者その他町長が補助金の交付を不相当と認めるものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の額の単価は、実施要綱別紙第1の5に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助金の額の単価に実施要領別記4に記載された方法により算出した支援対象面積を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東浦町環境保全型農業直接支払補助金交付申請書(様式第1)に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、東浦町環境保全型農業直接支払補助金交付決定通知書(様式第2)により、交付しないと決定したときは、東浦町環境保全型農業直接支払補助金不交付決定通知書(様式第3)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に東浦町環境保全型農業直接支払補助金取下申出書(様式第4)をもって申請の取り下げをするものとする。

(補助事業の中止)

第7条 補助対象者は、補助事業を中止しようとする場合は、町長に東浦町環境保全型農業直接支払補助金中止届出書（様式第5）をもって報告するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象年度の3月15日までに実施要領第13の1に規定する営農活動実績報告書に東浦町環境保全型農業直接支払交付金の支出内容書（様式第6）その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第9条 町長は、前条の規定による報告があった際には、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助対象者からの請求により、補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、東浦町環境保全型農業直接支払補助金請求書（様式第7）を町長に提出することにより行うものとする。

（交付決定の取り消し又は補助金の返還）

第10条 町長は、補助対象者が実施要領第12に規定する返還事由に該当するに至ったと認める場合は、交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

東浦町環境保全型農業直接支払補助金交付申請書

東浦町長

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
電話番号

東浦町環境保全型農業直接支払補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付をされるよう申請します。なお、補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が申請者又は別添農業者団体構成員の同意を得た書面をもって町税の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 交付申請金額 金 _____ 円
2 事業計画及びその内容

対 象 事 業	対象面積 (単位：a)	交付単価	申請額 (単位：円)
5割低減とカバーク ロップ（緑肥の作付け）を 組み合わせた取組			
5割低減と炭素貯留効 果の高い堆肥の水質保 全に資する施用を組み 合わせた取組			
有機農業（化学肥料、農 薬を使用しない農業）の 取組			
草生栽培			
総合的病虫害・雑草管理 （IPM）の取組			
合 計			

(注) 面積は、対象事業別に構成員の実施面積を合計し、a 未満を切り捨てた値を記載すること。

3 添付資料

(1) 同意書

(2) 環境保全型農業直接支払交付金事業実施地域一覧

様式第3（第5条関係）

年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町環境保全型農業直接支払補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました東浦町環境保全型農業直接支払補助金については、交付しないことに決定しましたので、通知します。

理由：

様式第4（第6条関係）

年 月 日

東浦町長

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
電話番号

東浦町環境保全型農業直接支払補助金取下申出書
年 月 日付けで決定のありました東浦町環境保全型農業直接支
払補助金については、取り下げることとしましたので、申し出ます。

理由：

様式第5（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
電話番号

東浦町環境保全型農業直接支払補助金中止届出書

年 月 日付けで決定のありました東浦町環境保全型農業直接支払補助金については、中止することとしましたので、届け出ます。

理由：

様式第6（第8条関係）

年度 東浦町環境保全型農業直接支払交付金の支出内容書

費目	収入（円）	支出（円）	内容
町からの交付金		—	
構成員への配分	—		
推進活動に係る経費	—		
団体の事務運営に係る経費等	—		
合計			—

注1 支出内容は、当補助金交付に関する項目に該当する欄のみ記載をすること。

注2 支出内容の欄に明記されている項目に該当がある場合は、「支出」の金額について分かる書類の写し（通帳等の写し等）を添付すること。

様式第7（第9条関係）

年 月 日

東浦町環境保全型農業直接支払補助金請求書

東浦町長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました東浦町環境保全型農業直接支払補助金について、下記の金額を交付してください。

記

- 1 補助金の請求額 金 _____ 円
2 込口座

交付金の振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください。）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知													
	ゆうちょ銀行													
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
						※								
口座名義欄	フリガナ													
	口座名義													
	住所													
	(〒 —) 都道 市区 府県 町村													
電話														
FAX														

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号及び口座名義が分かる箇所）を添付してください。